

令和 7 年 教育委員会

第15回 定例会 議事日程

令和 7 年 9 月 9 日（火）

第 1 議 案

【 子ども総務課 】

（１）議案第39号「教育事務に関する議案の意見聴取について（回答）」

【 指導課 】

（１）議案第 40 号「千代田区立九段中等教育学校学則の一部を改正する規則」

第 2 協 議

【 指導課 】

（１）幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（２）幼稚園教育職員の期末手当に関する規則等の一部改正について

第 3 報 告

【 指導課 】

（１）「ちよだりテラシー教育」の取組状況について

（２）令和 7 年度 学校生活アンケートの結果（概要）

第 4 その他

【 子ども総務課 】

（１）教育委員会行事予定表

（２）広報千代田（9月20日号）

議案第39号

教育事務に関する議案の意見聴取について（回答）

令和7年9月4日付7千政総務発第550号で照会のあった標記の件について、
下記のとおり回答する。

記

以下の議案に対する教育委員会の意見

異議なし

議案第43号 令和6年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について

7 千政総務発第 550 号
令和 7 年 9 月 4 日

千代田区教育委員会 御中

千 代 田 区 長
樋 口 高 顕
(公 印 省 略)

教育事務に関する議案に係る意見聴取について

令和 7 年第 3 回千代田区議会定例会に下記の議案を提出するに当たり、別紙案のとおり作成いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

〈令和 7 年第 3 回区議会定例会提出予定議案のうち、教育に関する事務に係るもの〉

議案名

議案第 43 号 令和 6 年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について

令和6年度一般会計歳入歳出決算額一覧表

別紙

歳 入					
款	項	目	予算現額	決算額	予算現額に 比し増△減
12	分担金及び負担金		197,390,000	203,072,380	5,682,380
	1	負担金	197,390,000	203,072,380	5,682,380
		1 子ども費負担金	197,390,000	203,072,380	5,682,380
13	使用料及び手数料		102,907,000	67,850,876	△35,056,124
	1	使用料	96,483,000	61,488,426	△34,994,574
		1 子ども使用料	96,483,000	61,488,426	△34,994,574
	2	手数料	6,424,000	6,362,450	△61,550
		1 子ども手数料	6,424,000	6,362,450	△61,550
14	国庫支出金		1,783,928,000	1,968,945,227	185,017,227
	1	国庫負担金	1,528,913,000	1,682,679,522	153,766,522
		1 子ども費負担金	1,528,913,000	1,682,679,522	153,766,522
	2	国庫補助金	254,951,000	285,418,000	30,467,000
		1 子ども費補助金	254,951,000	285,418,000	30,467,000
	3	国庫委託金	64,000	847,705	783,705
		1 子ども費委託金	64,000	847,705	783,705
15	都支出金		1,781,057,000	2,112,844,382	331,787,382
	1	都負担金	469,151,000	520,511,048	51,360,048
		1 子ども費負担金	469,151,000	520,511,048	51,360,048
	2	都補助金	1,311,356,000	1,591,813,320	280,457,320
		1 子ども費補助金	1,311,356,000	1,591,813,320	280,457,320
	3	都委託金	550,000	520,014	△29,986
		1 子ども費委託金	550,000	520,014	△29,986
16	財産収入		5,294,000	5,307,900	13,900
	1	財産運用収入	5,294,000	5,307,900	13,900
		1 財産貸付収入	5,294,000	5,307,900	13,900
17	寄附金		0	44,900	44,900
	1	寄附金	0	44,900	44,900
		2 指定寄附金	0	44,900	44,900
20	諸収入		67,527,000	63,851,895	△3,675,105
	2	特別区預金利子	0	254	254
		1 特別区預金利子	0	254	254
	4	受託事業収入	6,442,000	4,647,870	△1,794,130
		1 子ども費受託収入	6,442,000	4,647,870	△1,794,130
	5	雑入	61,085,000	59,203,771	△1,881,229
		3 賄収入	39,108,000	34,709,558	△4,398,442
		4 徴収金	12,187,000	9,738,525	△2,448,475
		5 雑入	9,790,000	14,755,688	4,965,688
歳 入 合 計			3,938,103,000	4,421,917,560	483,814,560

歳 出						
款	項	目	予算現額	決算額	翌年度 繰越額	不用額
2 子ども費			18,322,175,000	16,267,925,889	0	2,054,249,111
	1 子ども管理費		1,265,911,000	1,023,798,274	0	242,112,726
		1 教育委員会費	16,209,000	15,161,295	0	1,047,705
		2 子ども総務費	460,815,000	362,534,700	0	98,280,300
		3 教育指導費	678,319,000	546,674,404	0	131,644,596
		4 校外施設費	110,568,000	99,427,875	0	11,140,125
	2 学校管理費		4,790,554,000	4,245,825,594	0	544,728,406
		1 小学校管理費	3,140,505,000	2,790,032,793	0	350,472,207
		2 中学校管理費	575,591,000	501,627,610	0	73,963,390
		3 中等教育学校管理費	676,038,000	591,677,405	0	84,360,595
		4 幼稚園管理費	96,629,000	86,139,663	0	10,489,337
		5 教育振興費	21,640,000	13,878,175	0	7,761,825
		6 学校保健費	102,993,000	85,434,348	0	17,558,652
		7 学校施設建設費	177,158,000	177,035,600	0	122,400
	3 子ども家庭費		12,265,710,000	10,998,302,021	0	1,267,407,979
		1 子ども家庭福祉費	11,306,921,000	10,079,056,444	0	1,227,864,556
		2 保育園費	218,393,000	199,333,237	0	19,059,763
		3 こども園費	128,055,000	113,559,906	0	14,495,094
		4 子ども施設建設費	612,341,000	606,352,434	0	5,988,566
歳 出 合 計			18,322,175,000	16,267,925,889	0	2,054,249,111

議案第 40 号

千代田区立九段中等教育学校学則の一部を改正する規則

1 趣 旨

東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準の変更に伴う生徒定員の変更及び国外に転出する前期課程の生徒の編入学等に関する手続きの迅速化を図る観点から、九段中等教育学校学則の一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 生徒定員

東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準が令和8年度の新入生から1学級あたり 35 名になることに伴い、令和8年度からこれまでの1学年 160 名の定員から 140 名の定員に変更を行う。

(2) 編入学等に関する手続き

国外へ転出する期間があらかじめ1年未満であることを確認したときは、長期欠席として扱う。

また、国外へ転出した前期課程の生徒で、在外教育施設、外国の学校等に転学し、かつ、1年以上在籍したと認められるときは、学籍を除外することとすること、その生徒が2年以内に編入学を希望した場合は、所定の手続きの上、速やかに編入学試験を実施し、当該試験に合格した場合は、編入学できることとする。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定期日

令和 7 年 10 月 1 日

ただし、第3条第1項の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

千代田区立九段中等教育学校学則の一部を改正する規則

千代田区立九段中等教育学校学則（平成28年9月13日千代田区教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）								旧（現 行）							
（生徒定員及び修業年限）								（生徒定員及び修業年限）							
第3条 学校は中等普通教育及び高等普通教育を一貫して実施し、生徒定員等は次のとおりとする。								第3条 学校は中等普通教育及び高等普通教育を一貫して実施し、生徒定員等は次のとおりとする。							
課 程	前期課程			後期課程			合 計	課 程	前期課程			後期課程			合 計
学 年	1 学 年	2 学 年	3 学 年	4 学 年	5 学 年	6 学 年		学 年	1 学 年	2 学 年	3 学 年	4 学 年	5 学 年	6 学 年	
学 級 数	4	4	4	4	4	4	24	学 級 数	4	4	4	4	4	4	24
定 員	<u>140</u>	<u>140</u>	<u>140</u>	<u>140</u>	<u>140</u>	<u>140</u>	<u>840</u>	定 員	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>960</u>
2 及び 3 （現行に同じ） （編入学）								2 及び 3 （略） （編入学）							
第18条 編入学は原則として認めない。 <u>ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u>								第18条 編入学は原則として認めない。 <u>ただし、校長は、欠員が生じた場合において、編入学を希望する者が相当年齢に達し、その者と同じ学年に在学する者と同等以上の学力があると認められ、かつ、教育上支障がないと認めるときには、その者が学校に在籍していた場合に限り、入学を認める。</u>							
（1）前期課程の定員に欠員が生じた場合において、 <u>編入学を希望する者が相当年齢に達し、その者と同じ学年に在学する者と同等以上の学力があると認められ、かつ、教育上支障がないと校長が認めるとき。</u>															
（2） <u>第22条第2項の規定により学籍から除外された者が、転学後2年以内に編入学を希望するとき。</u>															
2 前項第2号に掲げる場合において、生徒の <u>編入学を希望する保護者は、所定の編入学願を校長に提出しなければならない。</u>															
3 校長は、前項の規定による編入学願を受けた場合は、 <u>速やかに編入学試験を実施し、当該試験に合格したときは、これを認めるものとする。</u>															
（退学）								（退学）							
第21条 <u>後期課程</u> の生徒が退学しようとするときは、保護者が、所定の退学願を校長に提出しなければならない。								第21条 生徒が退学しようとするときは、保護者が、所定の退学願を校長に提出しなければならない。							
2 （現行に同じ） （転学等）								2 （略） （転学）							
第22条 生徒が転学（ <u>在外教育施設、外国の学校等（以下「在外教育施設等」という。）への転学を含む。</u> ）を希望するときは、保護者が、所定の転学願を校長に提出しなければな								第22条 生徒が転学を希望するときは、保護者が、所定の転学願を校長に提出しなければな							

らない。

2 前期課程の生徒が、在外教育施設等に転学し、かつ、1年以上在籍したと認められるときは、学籍から除外することとする。

3 他の学校からの転入学は原則として認めない。ただし、校長は、欠員が生じた場合において、転入学を希望する者が、その者と同じ学年に在学する者と同等以上の学力があると認められ、かつ、教育上支障がないと認めるときには、後期課程進級時に限り、転入学を許可する。

(国外転出時の特例)

第22条の2 校長は、前期課程の生徒が国外に転出する際、国外への転出期間があらかじめ1年未満であることを確認したときは、当該転出期間における在外教育施設等への在籍の有無にかかわらず、当該生徒を長期欠席として扱うものとする。ただし、当該生徒が帰国後も引き続き、千代田区内（入学時の住所が千代田区外であった者にあつては東京都内）に住所を有することが見込まれる場合に限るものとする。

2 他の学校からの転入学は原則として認めない。ただし、校長は、欠員が生じた場合において、転入学を希望する者が、その者と同じ学年に在学する者と同等以上の学力があると認められ、かつ、教育上支障がないと認めるときには、後期課程進級時に限り、転入学を許可する。

備 考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(生徒定員に関する経過措置)

- 2 令和8年度から令和12年度までの間における生徒定員については、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める表のとおりとする。

(1) 令和8年度

学年	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	合計
定員	140	160	160	160	160	160	940

(2) 令和9年度

学年	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	合計
定員	140	140	160	160	160	160	920

(3) 令和10年度

学年	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	合計
定員	140	140	140	160	160	160	900

(4) 令和11年度

学年	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	合計
定員	140	140	140	140	160	160	880

(5) 令和12年度

学年	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	合計
定員	140	140	140	140	140	160	860

東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校
前期課程の学級編制基準

昭和四五年四月一日

教育委員会告示第一三三号

最新改正 令和七年三月三十一日
教育委員会告示第十一号

東京都の公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。

学校の種類		小学校		中学校
学級の編制の区分	同学年の児童で編制する学級	連続する二つの学年の児童で編制する学級	学校教育法第八十一条の規定に基づく特別支援学級	同学年の生徒で編制する学級
				学校教育法第八十一条の規定に基づく特別支援学級
一学級の児童又は生徒の数	三十五人	十人	八人	四十人
			八人	

備考

- 一 中学校第一学年にあつては、同学年の生徒で編制する学級の基準により算定した学級の平均の生徒の数が三十五人を超える場合において、一学級の生徒の数を三十五人として、学級を編制することができる。
- 二 小学校の連続する二つの学年の児童で編制する学級で、一つの学年（第一学年及び第六学年を除く。）の児童数が六人以上の場合並びに第一学年及び第六学年の一学級の児童又は生徒の数の基準は、その学年を一つの学級として編制する。

7 教地義第 4 6 9 号
令和 7 年 6 月 1 2 日

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長
坂 本 雅 彦
(公 印 省 略)

東京都公立中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程
における 3 5 人学級の実施について（通知）

東京都公立中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程（以下「中学校等」という。）における 3 5 人学級の実施について、下記のとおり通知いたします。
区市町村教育委員会におかれましては、貴管下の中学校等の学級編制を適正に行うようお願いいたします。

記

1 実施内容

令和 8 年度から段階的に、中学校等において 3 5 人学級を実施

実施年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
実施学年	中 1	中 2	中 3

2 今後の予定

令和 8 年 4 月 1 日からの実施に向け、令和 7 年度末に学級編制基準を改正予定

【担当】

東京都教育庁地域教育支援部義務教育課
0 3 - 5 3 2 0 - 6 7 5 2

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

1 趣 旨

仕事と育児の両立を支援する観点から、職員の育児休業等に関する条例及び幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部が改正され、職員の勤務環境の整備に関する規定を新たに設けることとなったことから、関連する教育委員会規則の改正を行う。

併せて、所要の規定整備を行う。

2 改正を予定している教育委員会規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

3 主な改正内容

(1)職員本人又はその配偶者が妊娠し、出産したこと等を申し出た職員に対して、出生時両立支援制度(育児短時間勤務、部分休業、超過勤務・深夜勤務の制限、育児時間、出産支援休暇、子の看護等休暇)の請求が円滑に行われるようにするため、制度の利用に関する情報提供や意向確認を行う。

(2)3歳に満たない子を養育する職員に対して、育児期両立支援制度(育児短時間勤務、部分休業、超過勤務・深夜勤務の制限、育児時間、子の看護等休暇)の請求が円滑に行われるようにするため、制度の利用に関する情報提供や意向確認を行う。

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 施行予定期日

令和7年10月1日

新旧対照表

○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

新（改正後）	旧（現 行）
（年次有給休暇の繰越し）	（年次有給休暇の繰越し）
第14条 （現行に同じ）	第14条 （略）
2 及び 3 （現行に同じ）	2 及び 3 （略）
4 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。 （1）から（8）まで （現行に同じ） <u>（9）育児休業法第19条第1項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかった期間</u> （介護休暇）	4 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。 （1）から（8）まで （略） （介護休暇）
第30条 （現行に同じ）	第30条 （略）
2 から15まで （現行に同じ）	2 から15まで （略）
16 時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を限度として利用することができる。	16 時間を単位とする介護休暇は、 <u>正規の勤務時間の始め又は終わりに</u> において、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を限度として利用することができる。 <u>ただし、当該日の他の休暇、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日のすべての正規の勤務時間について勤務しないこととなる場合には、当該日の当該介護休暇は承認しない。</u>
17から21まで （現行に同じ） （介護時間）	17から21まで （略） （介護時間）
第30条の2 （現行に同じ）	第30条の2 （略）
2 介護時間の承認は、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。	2 介護時間の承認は、 <u>正規の勤務時間の始め又は終わりに</u> 、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。
3 職員の育児休業等に関する条例（平成4年千代田区条例第3号）第15条の規定による部分休業（以下「 <u>第1号部分休業</u> 」という）の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から <u>当該第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内</u> で行うものとする。	3 職員の育児休業等に関する条例（平成4年千代田区条例第3号）第15条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から <u>当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内</u> で行うものとする。
4 から7まで （現行に同じ） <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）</u>	4 から7まで （略）
第30条の7 <u>条例第18条の5第1項第1号の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「<u>出生時両立支援制度等</u>」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。</u> <u>（1） 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務</u> <u>（2） 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u> <u>（3） 条例第11条第1項の規定による深夜勤務</u>	

の制限

(4) 条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限

(5) 条例第11条の3第1項の規定による超過勤務の制限

(6) 条例第17条第1項に規定する育児時間

(7) 条例第17条第1項に規定する出産支援休暇

(8) 条例第17条第1項に規定する子の看護等休暇

第30条の8 条例第18条の5第1項第1号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 出生時両立支援制度等

(2) 出生時両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先

(3) 地方公務員等共済組合法第70条の5第1項に規定する育児時短勤務手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

第30条の9 条例第18条の5第1項又は第2項の規定により、職員に対して、これらの項の各号に掲げる措置を講じる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（第3号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

(1) 面談による方法

(2) 書面を交付する方法

(3) 電子メール等の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

第30条の10 条例第18条の5第1項第3号及び第2項第3号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 始業又は終業の時刻

(2) 勤務の場所

(3) 業務量の調整

(4) 前3号に掲げる事項のほか、教育委員会が別に定める事項

第30条の11 条例第18条の5第2項の教育委員会規則で定める期間は、3歳に満たない子を養育する職員の子が、1歳11月に達する日の翌々日から2歳11月に達する日の翌日までの1年間とする。

第30条の12 条例第18条の5第2項第1号の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

(1) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務

(2) 育児休業法第19条第1項に規定する部分

休業

(3) 条例第11条第1項の規定による深夜勤務の制限

(4) 条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限

(5) 条例第11条の3第1項の規定による超過勤務の制限

(6) 条例第17条第1項に規定する子の看護等休暇

第30条の13 条例第18条の5第2項第1号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 育児期両立支援制度等

(2) 育児期両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則等の一部改正について

1 趣 旨

「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)」(以下「地公育休法」という。)が改正されることに伴い、職員の仕事と育児の両立を支援する観点から、部分休業の制度の見直しが行われるため、関連する教育委員会規則の改正を行う。

併せて、所要の規定整備を行う。

2 改正を予定している教育委員会規則

- (1) 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則
- (2) 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則

3 改正内容

部分休業の制度の見直しが行われ、今までと同様に1日につき2時間以内で取得可能な「第1号部分休業」と1日当たりの上限時間数なく取得可能な「第2号部分休業」が設けられた。そのため、「第2号部分休業」を取得した期間についても、期末・勤勉手当における欠勤等日数の算定に含むための規定整備を行う。

○幼稚園教育職員の期末手当に関する規則

部分休業を取得した期間について、三分の一日を欠勤等日数とする規定整備を行う。

○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則

部分休業を取得した期間について、三分の二日を欠勤等日数とする規定整備を行う。

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 施行予定期日

令和7年10月1日

新旧対照表

○幼稚園教育職員の期末手当に関する規則

新（改正後）	旧（現 行）
（欠勤等日数） 第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から<u>第9号</u>までに掲げる期間にあっては2分の1日とし、<u>第10号から第12号までに掲げる期間にあっては3分の1日とする。</u>）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から<u>第9号</u>までに掲げる期間にあっては2分の1日とし、<u>第10号から第12号までに掲げる期間にあっては3分の1日とする。</u>）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。 （1） 法第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員として在職した期間 （2） 休職規則第2条各号の規定に該当して休職にされている職員として在職した期間 （3） 第2条第1項第3号に掲げる職員として在職した期間 （4） 第2条第1項第4号に掲げる職員として在職した期間 （5） 第2条第1項第5号に掲げる職員として在職した期間 （6） 育児休業法第2条第1項の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間 ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成4年千代田区条例第3号）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業 イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が	（欠勤等日数） 第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあっては2分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあっては2分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。 （1） 法第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員として在職した期間 （2） 休職規則第2条各号の規定に該当して休職にされている職員として在職した期間 （3） 第2条第1項第3号に掲げる職員として在職した期間 （4） 第2条第1項第4号に掲げる職員として在職した期間 （5） 第2条第1項第5号に掲げる職員として在職した期間 （6） 育児休業法第2条第1項の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間 ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成4年千代田区条例第3号）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業 イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が

子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業 (7) 大学院修学休業中の職員として在職した期間 <u>(8) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間</u> <u>(9) 配偶者同行休業中の職員として在職した期間</u> <u>(10) 法第26条の2第1項の規定により修学部分休業をしている職員として在職した期間</u> <u>(11) 法第26条の3第1項の規定により高齢者部分休業をしている職員として在職した期間</u> <u>(12) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間</u> <u>(13) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（職員団体会合等参加期間、団体派遣期間、講演等を行った期間又は職免規則第2条第1項第7号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、妊娠中若しくは出産後の症状等に対応する措置として休養を要した期間を除く。）</u> <u>(14) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間</u> 2 前項に定めるもののほか、支給期間において在職期間以外の期間がある職員に係る同項の欠勤等日数の算定に当たっては、当該期間から週休日等に相当する日を除いた日数を同項の合計した日数に加算する。 3 第1項に定めるもののほか、在職期間中に育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた期間がある職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）に係る第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、育児短時間勤務職員等として在職した期間に3分の2を乗じて得た期間に1から勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を減じて得た割合を乗じて得た期間に2分の1を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数）を第1項の合計した日数に加算する。 4 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員として在職した期間	子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業 (7) 大学院修学休業中の職員として在職した期間 <u>(新設)</u> (8) 配偶者同行休業中の職員として在職した期間 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (9) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（職員団体会合等参加期間、団体派遣期間、講演等を行った期間又は職免規則第2条第1項第7号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、妊娠中若しくは出産後の症状等に対応する措置として休養を要した期間を除く。） (10) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間 2 前項に定めるもののほか、支給期間において在職期間以外の期間がある職員に係る同項の欠勤等日数の算定に当たっては、当該期間から週休日等に相当する日を除いた日数を同項の合計した日数に加算する。 3 第1項に定めるもののほか、在職期間中に育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた期間がある職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）に係る第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、育児短時間勤務職員等として在職した期間に3分の2を乗じて得た期間に1から勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を減じて得た割合を乗じて得た期間に2分の1を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数）を第1項の合計した日数に加算する。 4 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員として在職した期間
---	--

中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た時間」とする。 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、<u>法第26条の2第1項に規定する修学部分休業により勤務しない時間</u>、<u>法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間</u>又は<u>育児</u>部分休業により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。	中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た時間」とする。 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。
--	---

新旧対照表

○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則

新（改正後）	旧（現 行）
（欠勤等日数） 第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（<u>第10号から第12号までに掲げる期間にあっては3分の2日とし、第16号に掲げる期間にあっては3分の2日</u>）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。 （1） 法第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員として在職した期間 （2） 休職規則第2条各号の規定に該当して休職にされている職員として在職した期間 （3） 第2条第1項第3号に掲げる職員として在職した期間 （4） 第2条第1項第4号に掲げる職員として在職した期間 （5） 第2条第1項第5号に掲げる職員として在職した期間 （6） 育児休業法第2条第1項の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間 ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成4年千代田区条例第3号）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業 イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業 （7） 大学院修学休業中の職員として在職した期間 <u>（8） 自己啓発等休業中の職員として在職した期間</u>	（欠勤等日数） 第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第12号に掲げる期間にあっては2日とする。）として換算した日数（1日未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。 （1） 法第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員として在職した期間 （2） 休職規則第2条各号の規定に該当して休職にされている職員として在職した期間 （3） 第2条第1項第3号に掲げる職員として在職した期間 （4） 第2条第1項第4号に掲げる職員として在職した期間 （5） 第2条第1項第5号に掲げる職員として在職した期間 （6） 育児休業法第2条第1項の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間 ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成4年千代田区条例第3号）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業 イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業 （7） 大学院修学休業中の職員として在職した期間 <u>（新設）</u>

(9) 配偶者同行休業中の職員として在職した期間 (10) 法第26条の2第1項の規定により修学部分休業をしている職員として在職した期間 (11) 法第26条の3第1項の規定により高齢者部分休業をしている職員として在職した期間 (12) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間 (13) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。） (14) 結核休職期間 (15) 勤務時間条例第16条に規定する病気休暇（以下「病気休暇」という。）により勤務しない期間（次号に掲げる期間を除く。） (16) 引き続き7日以上にわたらない病気休暇の取扱いを受けた期間（以下「短期の病気休暇の期間」という。）のうち、勤務期間における短期の病気休暇の期間（短期の病気休暇の期間の初日の属する月（当該初日が基準日である場合には、基準日の前日の属する月）の数が勤務期間において3以上ある場合に限る。） (17) 勤務時間条例第17条第1項に規定する生理休暇により勤務しない期間（条例第19条第1項の規定により給与が減額される期間に限る。） (18) 介護休暇により勤務しない期間 (19) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間 2 前項に定めるもののほか、支給期間において勤務期間以外の期間がある職員に係る同項の欠勤等日数の算定に当たっては、当該期間から週休日等に相当する日を除いた日数を同項の合計した日数に加算する。 3 第1項に定めるもののほか、勤務期間中に育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた期間がある職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）に係る第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、育児短時間勤務職員等として在職した期間に3分の2を乗じて得た期間に1から勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間勤務職員等に係る算出率」という。）を減じて得た割合を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数）を第1項の合計した日数に加算す	(8) 配偶者同行休業中の職員として在職した期間 (新設) (新設) (新設) (9) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。） (10) 結核休職期間 (11) 勤務時間条例第16条に規定する病気休暇（以下「病気休暇」という。）により勤務しない期間（次号に掲げる期間を除く。） (12) 引き続き7日以上にわたらない病気休暇の取扱いを受けた期間（以下「短期の病気休暇の期間」という。）のうち、勤務期間における短期の病気休暇の期間（短期の病気休暇の期間の初日の属する月（当該初日が基準日である場合には、基準日の前日の属する月）の数が勤務期間において3以上ある場合に限る。） (13) 勤務時間条例第17条第1項に規定する生理休暇により勤務しない期間（条例第19条第1項の規定により給与が減額される期間に限る。） (14) 介護休暇により勤務しない期間 (15) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間 2 前項に定めるもののほか、支給期間において勤務期間以外の期間がある職員に係る同項の欠勤等日数の算定に当たっては、当該期間から週休日等に相当する日を除いた日数を同項の合計した日数に加算する。 3 第1項に定めるもののほか、勤務期間中に育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた期間がある職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）に係る第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、育児短時間勤務職員等として在職した期間に3分の2を乗じて得た期間に1から勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間勤務職員等に係る算出率」という。）を減じて得た割合を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数）を第1項の合計した日数に加算す
---	--

る。

4 定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た時間」とする。

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、法第26条の2第1項に規定する修学部分休業により勤務しない時間、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇若しくは勤務時間条例第18条の2に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児部分休業により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇により勤務しない期間にあつては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間にあつては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に

る。

4 定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た時間」とする。

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇若しくは勤務時間条例第18条の2に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇により勤務しない期間については、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間にあつては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあつては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をも

規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。 7 第5項の規定は、介護時間により勤務しない時間については、7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間にあっては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあっては当該勤務しない時間を合計した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。	って1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。 7 第5項の規定は、介護時間 <u>又は部分休業</u> により勤務しない時間については、<u>それぞれ</u> 7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間 <u>において介護時間により勤務しない時間</u> にあっては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間 <u>において介護時間又は部分休業により勤務しない時間</u> にあっては当該勤務しない時間を <u>それぞれ</u> 合計した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。
--	---

「ちよだリテラシー教育」の取組状況について

1 背景

SNS などの普及により情報発信・取得が容易になった現代では、自分の考えをもち、情報を正しく判断する力が重要である。こうした力を育むために「ちよだリテラシー教育」を推進し、特にメディアリテラシーの育成に力を入れていく。

2 目指すべき子どもたちの姿

「情報を読み解き自己の信念に従って行動ができる人」（千代田区子育て・教育ビジョンより）

3 育成する力

- (1) 善悪を判断して行動する力
- (2) 類似情報を比較する力
- (3) 事実と意見を区別する力
- (4) 批判的に読み解く力
- (5) 発信者の意図を考える力
- (6) 確かな情報を見極める力
- (7) 自分の考えを形成する力

4 学校での取組

- (1) 国語科を中心とした言語能力を育む指導の充実
- (2) 読書活動の充実
- (3) 資料やデータの見方・活用における指導の充実
- (4) 情報モラル教育の充実
- (5) AI など新たな技術の体験・活用

5 教育委員会及び学校のこれまでの取組

- (1) 目指す姿、育成する力、学校での取組を可視化（各学校は教育課程に記載）
- (2) メディアリテラシーに関する資料を整理・作成
- (3) 管理職向け研修
- (4) 児童・生徒向け実態調査
- (5) 各学校の「ちよだスマートスクールの」での授業公開、講演会等
- (6) 各学校独自の取組（外部団体を活用したセーフティ教室、ビブリオバトル等）

6 児童・生徒向け実態調査について（質問項目は裏面参照）

実施時期：令和7年5月8日（木）から令和7年5月30日（金）まで

対 象：小学校5～6年生及び中学校・中等教育学校前期課程の児童・生徒

結 果：○高い達成度が示された内容

インターネット上での配慮や自分の行動の影響

●今後重点的に育成が必要な内容

信頼性の高い情報の見極め、事実と意見の区別、情報を批判的に読み解く力

【質問項目】

小学校5～6年生	中学校/中等教育学校（前期課程）
善悪を判断して行動する力	
1. ネット上で発信するときに、相手を傷つけないための注意点を考えることができる。	1. オンラインでのコミュニケーションを図る際、適切な発信を心がけることができる。
2. 自分の行動が周囲にどのような影響を与えるか考え、迷惑をかけないように判断することができる。	2. 自分の行動が社会にどのような影響を与えるかを深く考え、責任ある判断をすることができる。
類似情報を比較する力	
3. 複数の方法を組み合わせて、どちらがより信頼できる情報かを考えることができる。	3. 複数の情報源を比較し、それぞれの特徴や信頼性を分析することができる。
4. いくつかの意見を比べて、自分が賛成できるものを選ぶことができる。	4. 異なる視点の意見を比較し、それらの背景や論拠を分析しながら、自分の立場を整理できる。
事実と意見を区別する力	
5. 「事実」と「自分の考え」に分けて文章を書くことができる。	5. ニュースや記事を読んだとき、事実と意見を正しく分けながら、自分の考えを書くことができる。
6. ニュースや記事を読んで、どこまでが事実でどれが意見かを見つけることができる。	6. ニュースや記事の中で、客観的事実と解説・意見を区別することができる。
批判的に読み解く力	
7. ニュースや記事などの情報を簡単に信じず、疑いながら読むことができる。	7. 映像作品や報道がどのようなメッセージを伝えているかを批判的に考察することができる。
8. 他者の主張や考えなどに触れたときに、矛盾点があれば指摘することができる。	8. 本や記事の論点を整理し、問題点や矛盾点を指摘することができる。
発信者の意図を考える力	
9. 作者や筆者、発表者の考えや意図を考えながら読んだり聞いたりすることができる。	9. 本や映像作品など、作者の意図やねらいを考えながら読んだり視聴したりすることができる。
10. 同じ出来事でも発信者の立場によって伝え方が違うことを考えることができる。	10. ニュースや記事、人の話は、発信者の立場によって伝え方が違うことを考えることができる。
確かな情報を見極める力	
11. インターネットの情報を正しいかどうか確認することができる。	11. インターネットから信頼できる情報を選ぶことができる。
12. 調べた情報の出典を確認し、信頼性を考えることができる。	12. 情報の発信元の違いを分析し、それぞれの信頼性について考えることができる。
自分の考えを形成する力	
13. 自分の意見を他の人に説明するときに、そう考えた理由もしっかり伝えることができる。	13. 自分の意見を論理的に整理し、他者に根拠を示しながら伝えることができる。
14. 他の人の意見を聞いて、自分の考えに付け加えたり新しい考えをもったりすることができる。	14. 意見をもった後も、新たな情報を踏まえて柔軟に考えを見直すことができる。

「ちよだリテラシー教育」の推進

1 背景

SNS等の普及により、インターネット上で誰もが簡単に自己発信ができ、その情報が簡単に入手できる社会となった。こうした社会の中では、自分の考えをしっかりとちよながら情報を読み解き、判断し、周囲に流されることなく行動すること、そして現実社会における人と人との触れ合いの中で自分を見つめ直すことが重要である。
(千代田区子育て・教育ビジョンより)

育成する力

2 ちよだリテラシー教育について

リテラシーとは、特定の分野に関する知識や理解力、その知識を活用する能力のことであり、ちよだリテラシー教育では、特に「メディアリテラシー」を中心に育成を図っていく。「メディアリテラシー」とは、メディアから得られた情報を批判的に分析し、評価し、適切に活用する能力のことである。具体的には、テレビ、新聞、インターネットなどのメディアが伝える情報の真偽を見極め、偏りや誇張を理解し、情報を正確に解釈する力のことである。

目指すべき子どもたちの姿

情報を読み解き
自己の信念に従って
行動ができる人
(千代田区子育て・教育ビジョンより)

学校での取組

(1) 国語科を中心とした言語能力を育む指導の充実

(2) 読書活動の充実

(3) 資料やデータの見方・活用における指導の充実

(4) 情報モラル教育の充実

(5) AIなど新たな技術の体験・活用

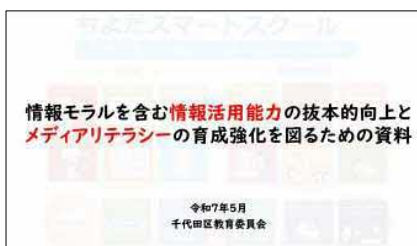
令和7年度「ちよだリテラシー教育」における教育委員会及び学校の実践

① 目指す姿、育成する力、学校での取組を可視化



- 教育課程届出説明会にて説明
- 各学校が教育課程に記載
- 校園長会、副園長会、各種研修等で周知

② メディアリテラシーに関する資料を整理・作成



- 国語科の年間指導計画
- 事例で学ぶNetモラル
- 企業等による出前授業
- NHK for School
- GIGAワークブックとうきょう等を掲載

③ 管理職向け研修(5/7)

④ 児童・生徒向け実態調査(5月末)

⑤ 各学校の「ちよだスマートスクールの日」での授業公開、講演会等

⑥ 各学校独自の取組

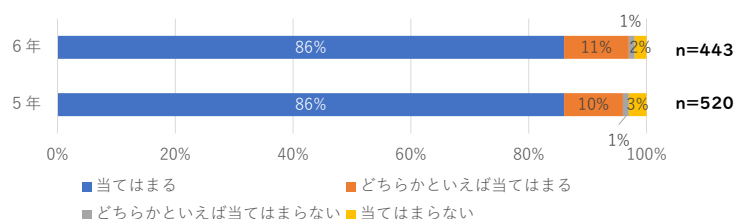
学校での取組を支援



善悪を判断して行動する力

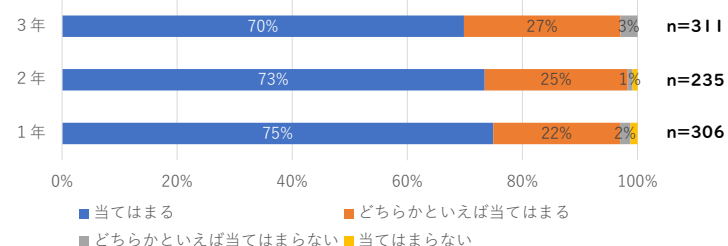
1. ネット上で発信するときに、相手を傷つけないための注意点を考えることができる。

小学校



1. オンラインでのコミュニケーションを図る際、適切な発信を心がけることができる。

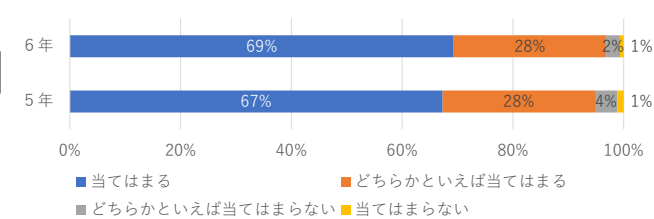
中・中等



善悪を判断して行動する力

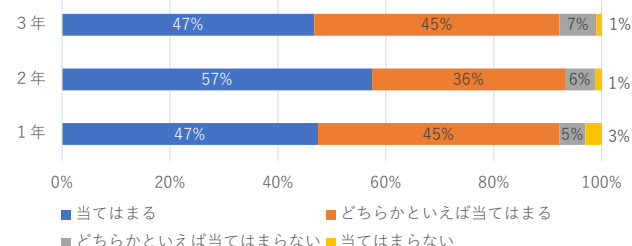
2. 自分の行動が周囲にどのような影響を与えるか考え、迷惑をかけないように判断することができる。

小学校



2. 自分の行動が社会にどのような影響を与えるかを深く考え、責任ある判断をすることができる。

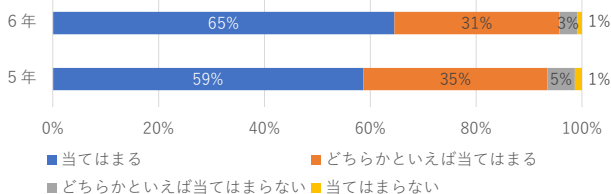
中・中等



類似情報を
比較する力

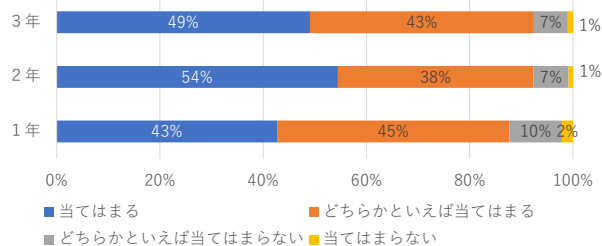
3.複数の方法を組み合わせて、どちらがより信頼できる情報かを考えることができる。

小学校



3.複数の情報源を比較し、それぞれの特徴や信頼性を分析することができる。

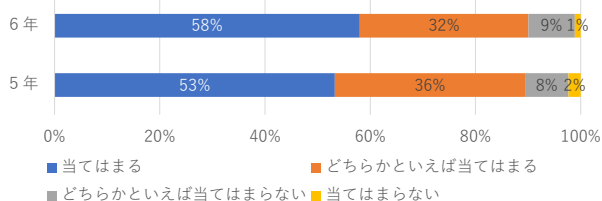
中・中等



事実と意見を
区別する力

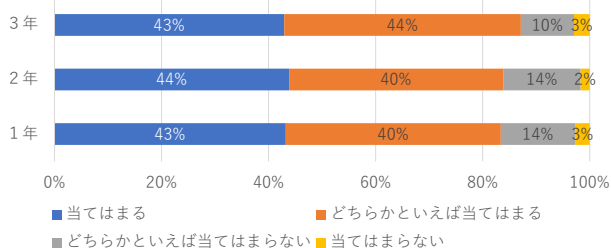
5.「事実」と「自分の考え」に分けて文章を書くことができる。

小学校



5.ニュースや記事を読んだとき、事実と意見を正しく分けながら、自分の考えを書くことができる。

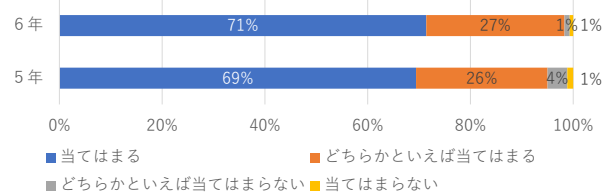
中・中等



類似情報を
比較する力

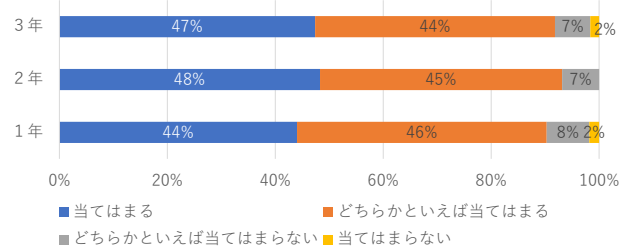
4.いくつかの意見を比べて、自分が賛成できるものを選ぶことができる。

小学校



4.異なる視点の意見を比較し、それらの背景や論拠を分析しながら、自分の立場を整理できる。

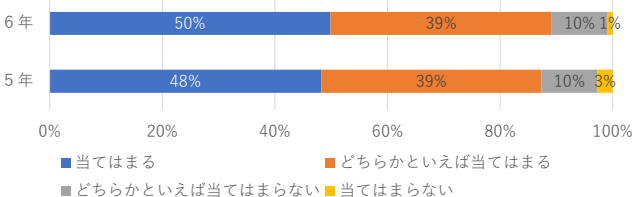
中・中等



事実と意見を
区別する力

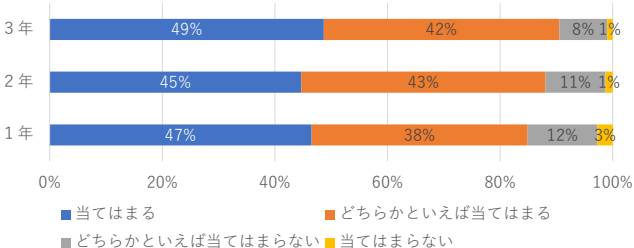
6.ニュースや記事を読んで、どこまでが事実でどれが意見かを見つけることができる。

小学校



6.ニュースや記事の中で、客観的事実と解説・意見を区別することができる。

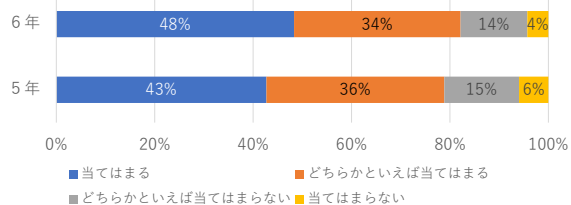
中・中等



批判的に
読み解く力

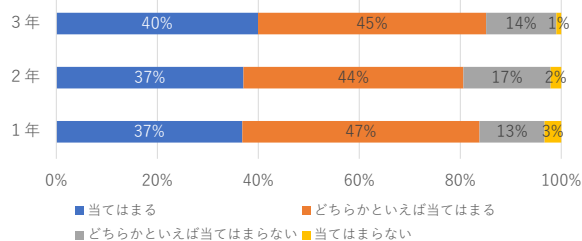
7. ニュースや記事などの情報を簡単に信じず、疑いながら読むことができる。

小学校



7. 映像作品や報道がどのようなメッセージを伝えているかを批判的に考察することができる。

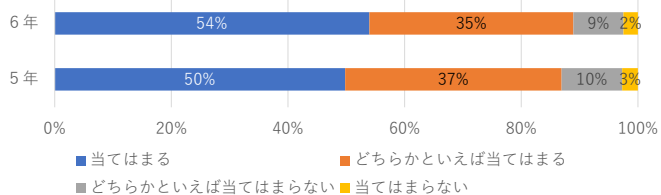
中・中等



発信者の意図を
考える力

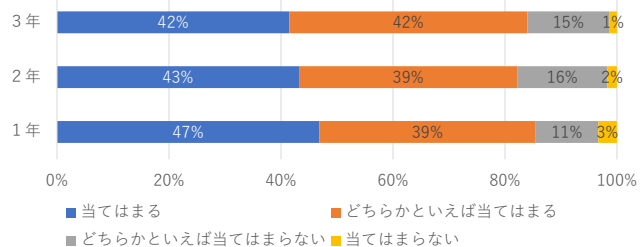
9. 作者や筆者、発表者の考えや意図を考えながら読んだり聞いたりすることができる。

小学校



9. 本や映像作品など、作者の意図やねらいを考えながら読んだり視聴したりすることができる。

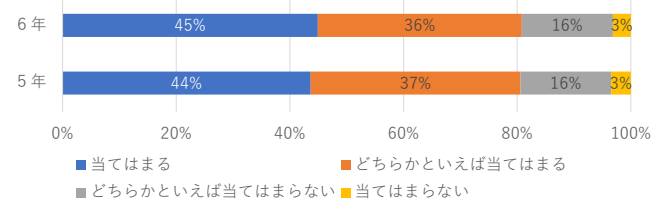
中・中等



批判的に
読み解く力

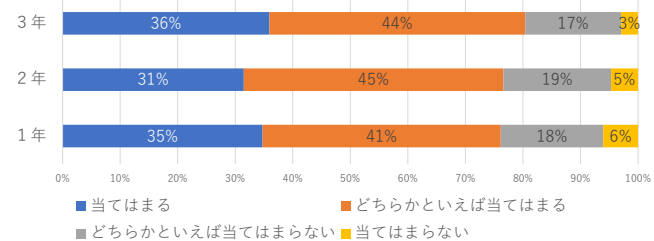
8. 他者の主張や考えなどに触れたときに、矛盾点があれば指摘することができる。

小学校



8. 本や記事の論点を整理し、問題点や矛盾点を指摘することができる。

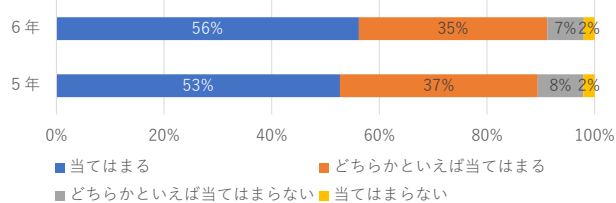
中・中等



発信者の意図を
考える力

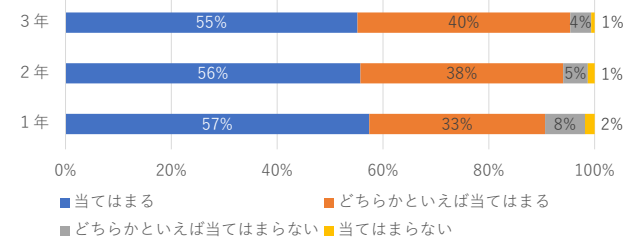
10. 同じ出来事でも発信者の立場によって伝え方が違うことを考えることができる。

小学校



10. ニュースや記事、人の話は、発信者の立場によって伝え方が違うことを考えることができる。

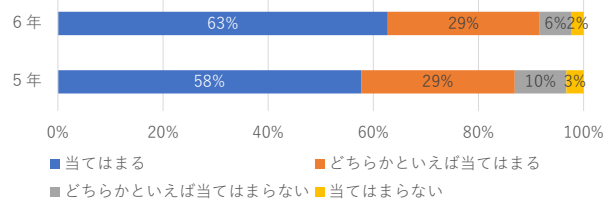
中・中等





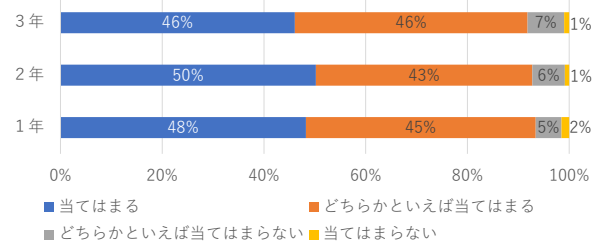
11. インターネットの情報を正しいかどうか確認することができる。

小学校



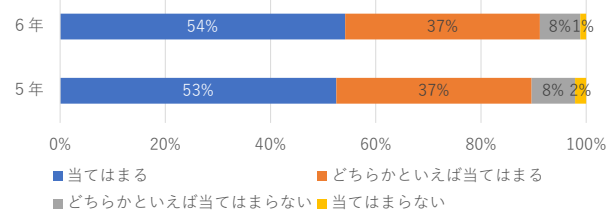
11. インターネットから信頼できる情報を選ぶことができる。

中・中等



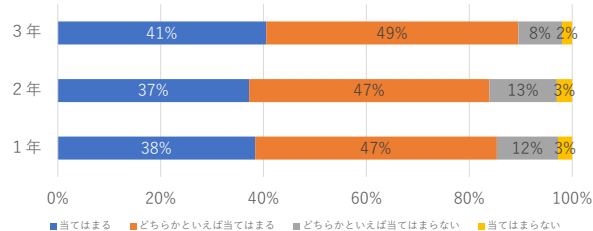
13. 自分の意見を他の人に説明するときに、そう考えた理由もしっかり伝えることができる。

小学校



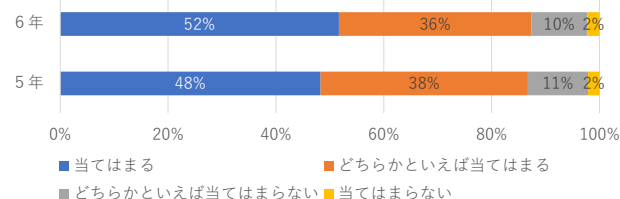
13. 自分の意見を論理的に整理し、他者に根拠を示しながら伝えることができる。

中・中等



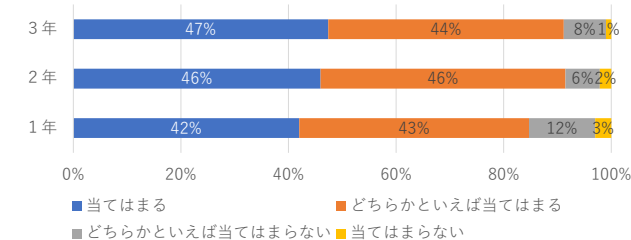
12. 調べた情報の出典を確認し、信頼性を考えることができる。

小学校



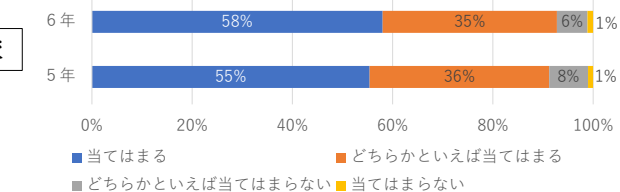
12. 情報の発信元の違いを分析し、それぞれの信頼性について考えることができる。

中・中等



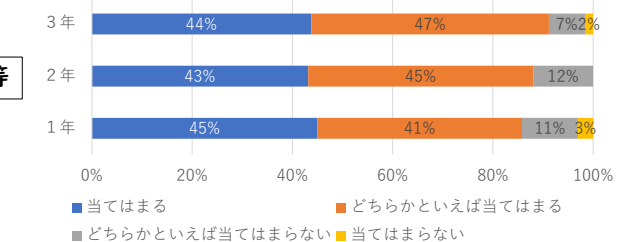
14. 他の人の意見を聞いて、それをもとに新しい考えをもつことができる。

小学校



14. 意見をもった後も、新たな情報を踏まえて柔軟に考えを見直すことができる。

中・中等



実態調査結果の分析・考察

千代田区が目指す「情報を読み解き 自己の信念に従って 行動ができる人」の育成 に向けた、児童・生徒の現在のリテラシー能力について、調査結果から以下の点が読み取れます。

1. 比較的高い能力が示された項目:

- **オンラインコミュニケーションにおける配慮**(「ネット上で発信するときに、相手を傷つけないための注意点を考えることができる」など)
 - 小学校5・6年生、中学校・中等教育学校のいずれの学年においても、「当てはまる」と「どちらかといえば当てはまる」を合わせると非常に高い割合を示しています。これは、オンライン上での適切な発信や他者への配慮に関する情報モラル教育が一定の効果を上げていることを示唆しています。
- **自己の行動が周囲・社会に与える影響の認識**(「自分の行動が周囲にどのような影響を与えるか考え、迷惑をかけないように判断することができる」など)
 - 小学校5・6年生で 95～97%、中学校・中等教育学校で 92～93%が「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答しており、自らの行動に対する責任感や配慮の意識は概ね高いと言えます。これは「善悪を判断して行動する力」の基礎が備わっていることを示しています。
- **発信者の立場による伝え方の違いの認識**(「同じ出来事でも発信者の立場によって伝え方が違うことを考えることができる」など)
 - 小学校5・6年生で 90～91%、中学校・中等教育学校で 90～95%が「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答しており、発信者の意図を考える上での重要な視点である「発信者の立場」への意識は比較的高い水準にあります。

2. 育成に課題が見られる項目(特に注力すべき点):

多くの項目で、特に中学校・中等教育学校の生徒において「当てはまる」と回答する割合が小学校よりも低い、または学年が上がるにつれて低下する傾向が見られ、より高度なリテラシー能力の育成に課題があることが示唆されます。

- 確かな情報を見極める力(「複数の方法を組み合わせて、どちらがより信頼できる情報かを考えることができる」など)
 - 複数の情報源を比較し信頼性を分析する能力については、小学校6年生で 63%が「当てはまる」と回答している一方で、中学校3年生では 46%にまで低下しています。また、「インターネットの情報を正しいかどうか確認できる」という問いでも、中学校の生徒では「当てはまる」が 50%を下回っており、情報源の分析や信頼性判断は特に課題です。

- 事実と意見を区別する力(「ニュースや記事を読んだとき、事実と意見を正しく分けながら、自分の考えを書くことができる」など)
 - 文章中で事実と意見を区別して書く能力、またニュースや記事から事実と意見を見つける能力ともに、小学校で 50%台、中学校では 40%台と低い傾向にあります。これは、情報リテラシーの根幹をなすスキルであり、強化が急務です。

- 批判的に読み解く力(「ニュースや記事などの情報を簡単に信じず、疑いながら読むことができる」「他者の主張や考えなどに触れたときに、矛盾点があれば指摘することができる」など)
 - 情報の批判的吟味や矛盾点の指摘といったより高度な批判的思考能力は、全学年を通して「当てはまる」が 50%を下回り、特に中学校では 30%台と非常に低い割合となっています。生徒が情報を鵜呑みにせず、主体的に評価する力が不足している可能性があります。

- 自分の考えを形成する力(「自分の意見を他の人に説明するときに、そう考えた理由もしっかり伝えることができる」など)
 - 自分の意見を論理的に整理し、根拠を示して他者に伝える能力については、小学校で 50%台であるのに対し、中学校では「当てはまる」が 40%を下回っており、表現力と論理的思考力の不足が課題です。また、新たな情報に基づいて柔軟に考えを見直す力も中学校では 40%台と低い傾向にあります。

今後の取組に関する提案

上記の分析を踏まえ、「ちよだりテラシー教育」の目指す姿に近づくために、特に課題が見られた項目を中心に、以下の取り組みを提案します。

1. 国語科を中心とした取り組みの強化

- 「**事実と意見の区別**」を徹底する授業実践: 新聞記事やインターネット上の記事、評論などを教材に、**客観的事実と筆者の意見・解釈を明確に区別する演習**を繰り返していきます [強化したい Q5, Q6]。児童・生徒が「なぜそれが事実と言えるのか」「なぜそれが意見なのか」を根拠とともに説明する機会を増やします。
- 「**論理的な思考と表現**」の訓練: ディベートやグループディスカッションを導入し、**自分の意見を論理的に構築し、根拠を明示して他者に伝える練習**を行います [強化したい Q13]。他者の意見の論点や矛盾点を整理し、指摘する演習も取り入れます [強化したい Q8]。
- **多様な発信者の意図を考察する活動**: 同じテーマを扱った複数の記事や映像(ニュース番組、ドキュメンタリーなど)を比較し、**発信者(著者、製作者)の立場や意図によって伝え方が異なることを分析する学習**を深めます [強化したい Q9, Q10]。

2. 読書活動の充実と情報リテラシー教育の連携

- 「**批判的な読解力**」を育む読書プログラム: 単なる多読ではなく、**異なる視点やテーマをもつ書籍・情報を比較して読み解く読書会やブックレビュー活動**を推奨します [強化したい Q4]。読んだ内容を鵜呑みにせず、**「なぜこの本はこのような主張をしているのか?」「他の情報源ではどうなっているか?」**といった問いを立てる習慣をつけさせます [強化したい Q7]。
- **読書後のアウトプットの多様化**: 感想文だけでなく、**特定の情報や主張に対する賛否を論理的に記述したり、異なる情報源を比較して分析したりするレポートの作成**を促します [強化したい Q3, Q4, Q5, Q6]。

3. 資料やデータの見方・活用の実践的な学習

- 「**確かな情報を見極めるスキル**」の徹底指導: インターネット上の情報(ニュースサイト、SNS、ブログなど)について、**発信元の信頼性、情報の鮮度、他の情報源との比較、裏付けの確認**など、具体的な情報検証プロセスを教え、実践させます [強化したい Q11, Q12]。フェイクニュースや誤情報の事例を取り上げ、見分け方を学ぶワークショップを実施します。

- **情報収集・分析のプロジェクト学習:** 生徒自身が興味のあるテーマについて、複数の情報源から情報を収集・分析し、その信頼性を評価しながら、自分の考えをまとめる探究活動を推進します [強化したい Q3, Q11, Q12, Q13, Q14]。

4. 情報モラル教育の「情報リテラシー」への深化

- 「相手を傷つけない」という発信側のモラルに加え、「受け取った情報をどう判断し、どう行動するか」という受信側のリテラシーを重視します [強化したい Q2, Q7, Q11, Q12]。情報の正確性を疑い、多角的に検証する姿勢を養うための具体的な授業内容を組み込みます。

5. AI など新たな技術の体験・活用を通じたリテラシー育成

- **AI 生成情報の特性理解と批判的評価:** AI が生成する情報(文章、画像など)の利便性と同時に、その根拠の不明確さや偏り、誤情報の可能性について深く理解させます [強化したい Q7, Q8, Q11]。AI が生成したテキストを検証し、事実と意見、論理の飛躍などを指摘する演習を取り入れます。
- **AI を情報収集ツールとして活用する際の倫理・限界:** AI を情報収集や整理のツールとして活用する方法を教えるとともに、AI の出力は最終的な判断の根拠ではないこと、必ず人間が検証する必要があることを強調します。

これらの取り組みを学年進行とともに段階的に難易度を上げながら系統的に実施し、教科横断的な連携を図ることで、生徒たちが変化の激しい情報社会を生き抜くために必要なリテラシー能力を包括的に育成していくことが期待されます。

令和7年度 学校生活アンケートの結果（概要）

この調査は、学級満足度尺度（いごちのよいクラスにするためのアンケート）と学校生活意欲尺度（やる気のあるクラスをつくるためのアンケート）、ソーシャルスキル尺度（ふだんの行動をふり返るアンケート）により構成されており、児童・生徒一人一人についての理解とその対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握することができる。本区において小学校1年生から中学校3年生までの全児童・生徒を対象に実施している。なお、令和6年度までは紙媒体で実施していたが、令和7年度からタブレット端末から回答する WEBQU に実施方法を変更している。変更した理由としては①個人のアンケート結果を電子媒体にて保管したほうが紛失を防ぐことができること②アンケート回答後に即時、集計が行われ、すぐに学級担任の学級経営に活かすことができることの2点である。

各校で行った学校生活アンケートの結果について、概略を報告する。

I 学級満足度尺度結果

B 群	A 群
C 群	
要支援群	D 群

トラブルやいじめなどの不安がなくリラックスできている（被侵害得点）と、自分が級友から受けいれられ、考え方や感情が大切にされていると感じられる（承認得点）を座標軸化し、下の四つのタイプに分けて理解する。

A 群 学級生活満足群・・・学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている

B 群 侵害行為認知群・・・いじめや悪ふざけを受けているかトラブルがある可能性が高い

C 群 学級生活不満足群・・・いじめや悪ふざけを受けているか、非常に不安傾向が強い、不登校のリスクが高い

※要支援群・・・不満足群の中でも、いじめ被害や不登校になる可能性がとても高く、早急に個別対応が必要な状態

D 群 非承認群・・・いじめや悪ふざけを受けてはいないが、学級内であまり認められていない

II 本区の学級満足度尺度結果（小1年～中・中等3年）

※全国平均に対して肯定的な差異を△、否定的な差異を▼で表しています。

※単位は％（パーセント）

小学校

	学級生活満足群			非承認群			侵害行為認知群			学級生活不満足群			要支援群		
	区	全国	差異	区	全国	差異	区	全国	差異	区	全国	差異	区	全国	差異
小1	40.4	42.0	▼	18.7	19.0	△	24.5	17.0	▼	13.6	22.0	△	2.8	2.4	▼
小2	44.1	42.0	△	16.3	19.0	△	18.1	17.0	▼	18.1	22.0	△	3.4	2.4	▼
小3	53.5	42.0	△	10.3	19.0	△	21.1	17.0	▼	11.6	22.0	△	3.5	2.4	▼
小4	45.9	43.0	△	11.5	18.0	△	17.8	16.0	▼	20.1	23.0	△	4.7	2.5	▼
小5	54.5	43.0	△	9.7	18.0	△	17.9	16.0	▼	13.3	23.0	△	4.7	2.5	▼
小6	54.3	43.0	△	10.6	18.0	△	15.5	16.0	△	15.5	23.0	△	4	2.5	▼

中学校・中等教育学校（前期課程）

	学級生活満足群			非承認群			侵害行為認知群			学級生活不満足群			要支援群		
	区	全国	差異	区	全国	差異	区	全国	差異	区	全国	差異	区	全国	差異
中1	63.5	41.0	△	6.7	18.0	△	15.4	13.0	▼	11.5	28.0	△	1.1	3.6	△
中2	54.1	41.0	△	9.5	18.0	△	13.9	13.0	▼	19	28.0	△	3.5	3.6	△
中3	48.6	41.0	△	10.6	18.0	△	20.6	13.0	▼	17.5	28.0	△	2.8	3.6	△

Ⅲ アンケート結果の分析

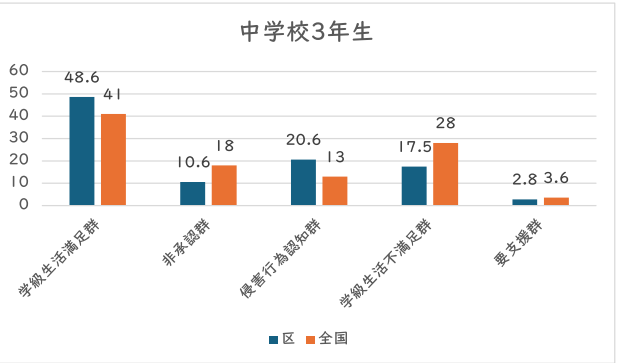
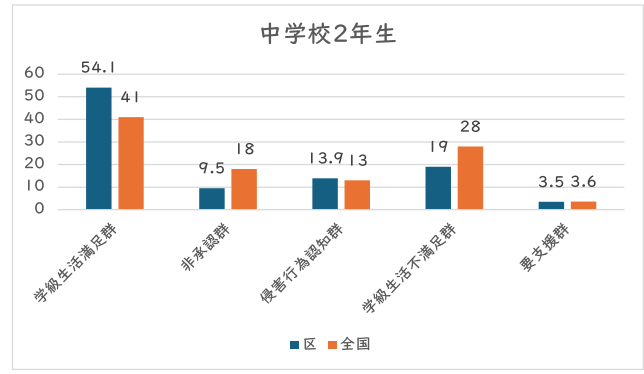
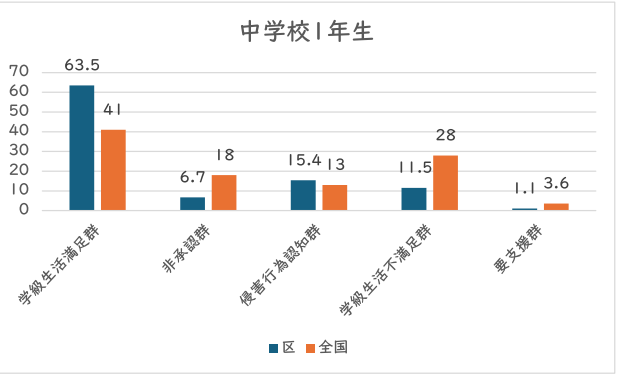
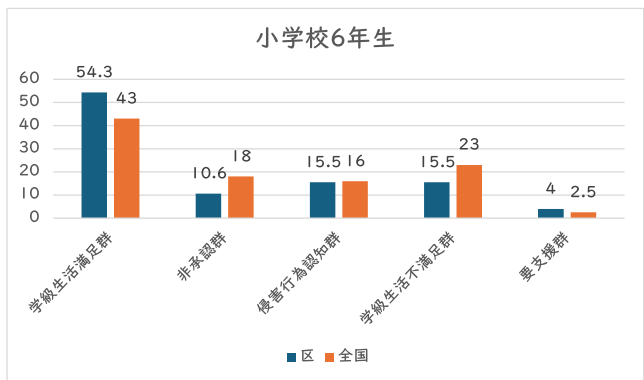
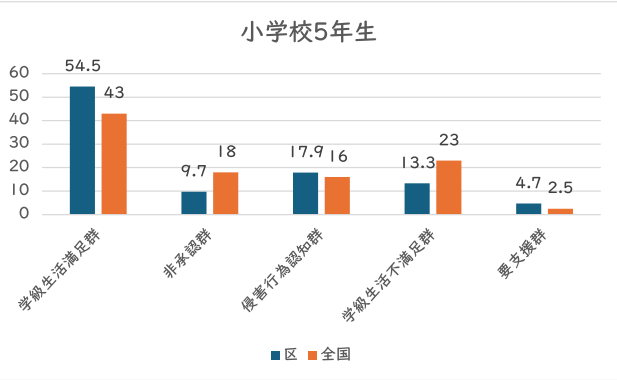
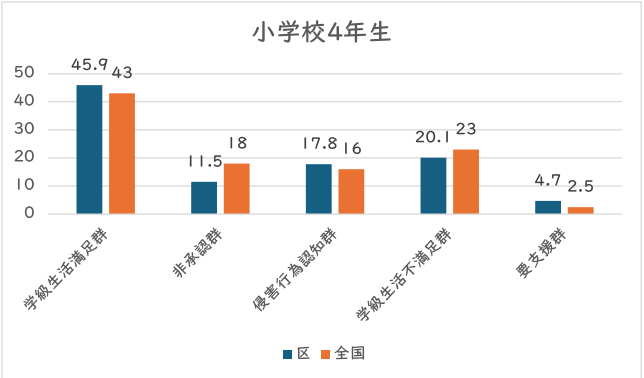
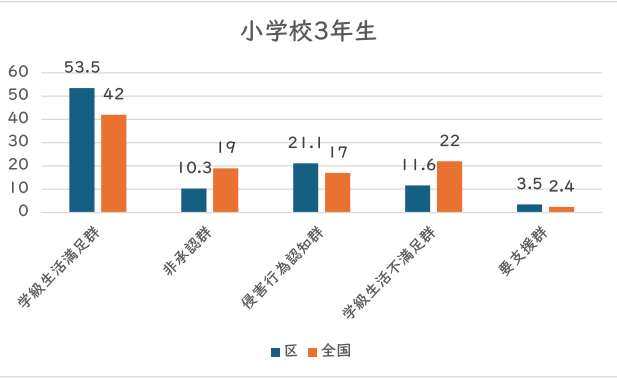
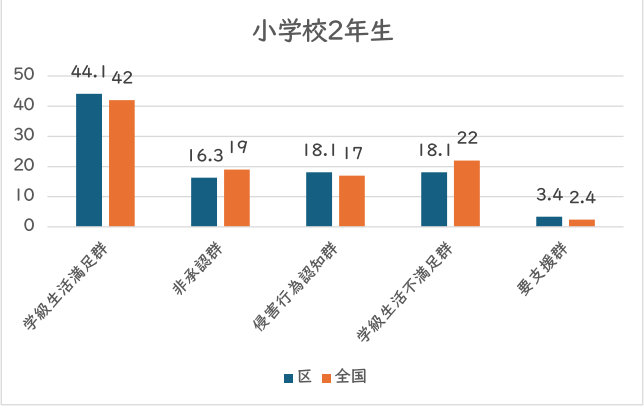
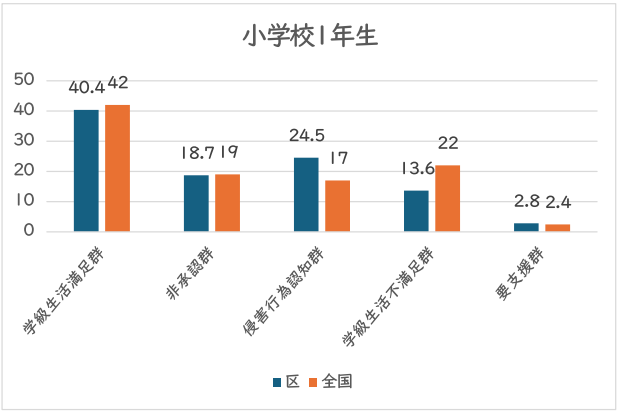
【小学校】

- 学級生活満足群は、1年生以外は全国平均を上回っている。この結果より、区内児童の多くは、学校生活に満足していると考えられる。小学校1年生については「小1ギャップ」「小1の壁」と言われる問題が原因であることも考えられるため、「スタートカリキュラム」の実践等を通して、小学校生活に適應することができるよう工夫することが必要である。
- 非承認群は、全ての学年で全国平均を下回っている。この結果より、学級内であまり認められていないと感じている児童の割合が全国平均に比べて低いと考えられる。
- 侵害行為認知群は、6年生以外の学年で全国平均を上回っている。この結果より、いじめや人間関係等のトラブルの割合が全国平均に比べて高いと考えられる。6年生は、全国平均を下回っているため、いじめや人間関係等のトラブルの割合が全国平均に比べて低いと考えられる。
- 学級生活不満足群は、全ての学年で全国平均を下回っている。この結果より、いじめや悪ふざけを受けている児童、非常に不安傾向の強い児童、不登校のリスクが高い児童の割合が全国平均に比べて低いと考えられる。
- 要支援群は、全ての学年で全国平均を上回っている。この結果より、いじめ被害や不登校になる可能性がとて高く、早急に個別対応が必要な状態である子どもが全校平均に比べて高いと考えられる。

【中学校・中等教育学校（前期課程）】

- 学級生活満足群は、全ての学年において全国平均を上回っている。この結果より、区内の多くの生徒は、学校生活に満足していると考えられる。
- 非承認群は、全ての学年において全国平均を下回っている。この結果より、中・中等教育学校入学後、学級内で認められていないと感じている生徒の割合が全国平均に比べて低いと考えられる。
- 侵害行為認知群は、全ての学年において全国平均を上回っている。この結果より、いじめや人間関係のトラブルの割合が全国平均に比べて高いと考えられる。
- 学級生活不満足群は、すべての学年において全国平均を下回っている。この結果よりいじめや悪ふざけを受けている生徒、非常に不安傾向の強い生徒、不登校のリスクが高い生徒の割合が全国平均に比べて低いと考えられる。
- 要支援群は全ての学年において全ての学年において全国平均を下回っている。この結果より、いじめ被害や不登校になる可能性がとて高く、早急に個別対応が必要な状態である子どもが全校平均に比べて低いと考えられる。

(別紙) 学級満足度尺度結果まとめ (学年別)



教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和7年9月9日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行 事（事 業 名）	場所等	出席者等
9	9	火	15:00～	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
9	10	水		教育委員訪問	麹町小	教育委員出席
9	11	木				
9	12	金		指導課訪問	千代田小	
9	13	土		世界陸上観戦 九段中等文化祭（～14日まで）	国立競技場 九段中等教育学校	
9	14	日				
9	15	月				
9	16	火				
9	17	水				
9	18	木				
9	19	金				
9	20	土				
9	21	日				
9	22	月				
9	23	火				
9	24	水	15:00～	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
9	25	木				
9	26	金				
9	27	土				
9	28	日				
9	29	月				
9	30	火		婦恋自然体験交流教室①（富士見小・和泉小）～2日 九段中等前期終業式	群馬県婦恋村	
10	1	水				

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和7年9月9日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行 事（事 業 名）	場所等	出席者等
10	2	木				
10	3	金				
10	4	土		運動会	麴町幼、お茶の水幼、千代田幼	
10	5	日				
10	6	月		婦恋自然体験交流教室②（番町小・千代田小）～8日	群馬県婦恋村	
10	7	火				
10	8	水				
10	9	木		婦恋自然体験交流教室③（麴町小・昌平小）～11日	群馬県婦恋村	
10	10	金				
10	11	土		運動会	九段幼、ふじみこ	
10	12	日				
10	13	月		婦恋自然体験交流教室④（九段小・お茶の水小）～15日	群馬県婦恋村	
10	14	火	15:00～ 18:00～	教育委員会定例会 おがちよ教育交流事業報告会	教育委員会室 教育委員会室	教育委員出席 教育委員出席
10	15	水	10:00～	指導課訪問	麴町幼稚園	
10	16	木				
10	17	金				
10	18	土		運動会 文化祭	番町幼、いずみこ、昌平小 神田一橋中	
10	19	日				
10	20	月				
10	21	火				

「広報千代田」
9月20日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

22件

課	件 名	事 業 の 概 略	と き	会 場	主催者
			開催日・ 開催期間		区以外が主催の とき
1	子育て推進課	児童育成手当の所得制限が改定	児童育成手当所得制限限度額引上げの周知		
2	児童・家庭 支援センター	親と子の絆プログラム A C T (アクト) すこやか子育て講座	子どもの発達、行動、親子それぞれの気持ちの理解、電子メディアとの付き合い方、ポジティブなしつけの方法などを様々なワークを通して心と体で体験的に学ぶ。	11月7日～12月12日 (毎週金曜) 10時～12時	富士見わんぱくひろば
3	子ども施設課	区民宿泊施設 メレーズ軽井沢利用案内	繁忙期 (年末年始) の予約申し込みの概要と、通常期の申し込み方法の案内	10月1日～ 10月8日	メレーズ 軽井沢
4	学務課	神田一橋中学校通信教育課程の生徒募集	通信教育課程の生徒募集	選考日： 12月6日 (土)	神田一橋 中学校
5	指導課	特別区 (東京23区) の幼稚園臨時的就業教員採用候補者の募集	特別区立幼稚園臨時的就業教員採用候補者の募集	申込期間: 10月選考 10月8日 (水)～14日 (火) ※ 3月まで毎月有	特別区人事・ 厚生事務組合
6	文化振興課	共立講堂でプロの弦楽と「第九」！ ちよだ芸術祭「第九合唱団員募集」	国際的指揮者と一流演奏家による合唱指導。共立講堂で味わう、ベートーヴェン第九・第4楽章。	稽古 11月2日 (日) より全15回 本番 2026年3月1日 (日) 14時	稽古 区内施設 (主に万世橋出張所) 本番 共立講堂 (一ツ橋2-2)
7	文化振興課	花奏-kanade-展～響～	いけばな展示と体験会を通して日本の伝統文化に触れてもらうイベント	10月12日 (日)～13日 (月・祝)	Gallery蔵 花奏-kanade-

「広報千代田」
9月20日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

22件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間		区以外が主催のとき	
8	文化振興課	千代田図書館 おはなし会	毎月開催している千代田図書館のおはなし会	10月12日 (日)11時～	千代田図書館 子ども室	千代田図書館
9	文化振興課	千代田図書館 はじめての神保町街あるき	コンシェルジュとともに神田神保町古書店街を巡る街歩きイベント	①10月4日(土) ②10月18(土) 11時～	神田神保町古書店街周辺	千代田図書館
10	文化振興課	千代田図書館 ナクソス入門講座	オンライン音楽図書館「ナクソスミュージックライブラリー」の楽しみ方や使い方を紹介	10月11日 (土)14時～15時	千代田図書館 第1研修室	千代田図書館
11	文化振興課	日比谷図書文化館の整備に関する利用者アンケートを実施	日比谷図書文化館は、建物や設備の老朽化を踏まえ、施設を改めて整備することを検討しており、利用者に対しアンケートを行う。	9月20日(土)～10月20日(月)		
12	文化振興課	日比谷オペラ塾 「名作オペラの魅力、再発見PART2」(全3回) 第1回 モーツァルト『ドン・ジョヴァンニ』	フェニーチェ劇場友の会主催による講座。モーツァルトの『ドン・ジョヴァンニ』の魅力を解説。	10月23日(木) 19時00分～20時30分	日比谷図書文化館4階 スタジオプラス(小ホール)	日比谷図書館
13	文化振興課	星のソムリエ®星空教室～星空を描く、奏でる、読む 第2回「星空と音楽」	輪島塗など、石川県の漆芸文化に焦点をあて、その工程や伝統技法を守る職人の匠の技と作品を紹介	11月6日(木) 19時～21時00分	日比谷図書文化館地下1階 日比谷コンベンションホール(大ホール)	日比谷図書館
14	文化振興課	東京モダニズム建築の魅力を探る―導入と展開、そして継承への課題―	都市再開発により姿を消しつつあるモダニズム建築の保存と記録を考える講座	11月7日(金) 19時00分～20時30分	日比谷図書文化館地下1階 日比谷コンベンションホール(大ホール)	日比谷図書館

「広報千代田」
9月20日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

22件

	課	件 名	事 業 の 概 略	と き	会場	主催者
				開催日・ 開催期間		区以外が主催の とき
15	文化振興課	千代田ミュージアムネットワーク参加館紹介展示（仮）	「魅力発見！千代田ミューズ&パークデジタルスポットラリー」と連携し、千代田ミュージアムネットワーク参加館を紹介	10月5日（日）～ 9日（木）	千代田区役所 1階 区民ホール	
16	生涯学習・ スポーツ課	キッズダンスⅣ期（幼児・小学生クラス）	4歳以上の未就学児、小学生を対象にキッズダンス教室を開催	11月4日～12月23 日の毎週火曜（全 8回） ①幼児クラス 15時～16時 ②小学生クラス16 時15分～17時15分	スポーツ センター	スポーツセン ター
17	生涯学習・ スポーツ課		スポーツセンターのイベント紹介		スポーツ センター	スポーツセン ター
18	生涯学習・ スポーツ課	1日公開講座事業Aコース10月	九段生涯学習館等、区立施設で活動する区民サークルの「サークル体験会」を開催。	詳細は、区立施設の 掲示ポスターや 問合せ先HPをご覧 ください。	九段生涯学習 館	九段生涯学習館
19	生涯学習・ スポーツ課	人材バンク活用講座	より良い、森とのかかわり方と —絵本に学ぶ、先人たちの知恵	11月4日（火）・ 18日（火）、12月 2日（火）14時～ 15時30分（全3 回）	九段生涯学習 館	九段生涯学習館
20	生涯学習・ スポーツ課	アーチェリー大会	区内在住・在勤・在学者及びアーチェリー協会会員を対象に大会を実施	10月26日 （日） 12時30分～	中央区立総合 スポーツセン ター	千代田区 スポーツ協会
21	生涯学習・ スポーツ課	太極拳推手講習会健康棒体操	区内在住・在勤・在学者（18歳以上）を対象に講習会を実施	10月12日（日） 13時15分～ 15時30分～	スポーツセン ター	千代田区 太極拳連盟
22	生涯学習・ スポーツ課	（仮称）新九段生涯学習館基本構想策定に関するアンケートを行います	（仮称）新九段生涯学習館基本構想策定に関するアンケート	9月20日（土） ～10月3日 （金）	—	